

## 愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ等における意見への対応(案)について

## (1) 条例要綱(案)への意見

## ② ワーキンググループ後に寄せられた障害者施策審議会委員からの意見

条例要綱案 関連条項	意見の概要	意見に対する対応(案)
第3の11 相談及び紛争 の防止等のた めの体制の整 備	・権限を持った第三者機関による解決の体制と悪質な場合の処罰などの規定を作ってください。	・法であつせん・調停等は主務大臣の権限となつており、法施行前に発出される政令における地方公共団体へ権限を委任する内容を見極めたい。なお、罰則については、法の規定が直接適用されることとなる。

## (2) 職員対応要領(素案)に対する意見

## ② 障害者施策審議会委員からの意見

対応要領案の 関連条項	意見の概要	意見に対する対応(案)
別表 具体例	・障害の特性や主な対応など各障害者団体(当事者)に確認・承認をとってください。	・幅広く参加いただいている愛知県障害者施策審議会・ワーキンググループにおいて、意見聴取していくこととしたい。